

平成28(2016)年5月

出願希望者 各位

東京大学大学院教育学研究科

「平成29（2017）年度東京大学大学院教育学研究科修士課程学生募集要項」
における出願資格の追加について

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第19号、平成28年4月1日施行）に基づき、「平成29（2017）年度東京大学大学院教育学研究科修士課程学生募集要項」に下記の出願資格を追加します。

記

外国の大学その他の外国の学校（注１）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（注２）により、学士の学位に相当する学位を授与された者または平成29（2017）年3月31日までに授与される見込みの者

（注１）その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。

（注２）当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。